

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法の一部を改正する法律案新
旧対照表
(傍線部分は改正部分)

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)(抄)(第一条関係)

改正案	現行
<p>(新型コロナウイルスエンザ等感染症の発生及び実施する措置等に関する情報の公表) 第四十四条の二 [略] 2・3 [略] (医療機関との協定の締結等) 第四十四条の二の二 都道府県は、新型コロナウイルスエンザ等感染症のまん延を防止するため、医療機関との間において、当該感染症のまん延の状況に応じた当該感染症の患者を入院させるための病床の数その他の地域における当該感染症に係る医療を提供する体制の確保のために必要な事項を定めた協定を締結することができる。</p> <p>2 都道府県は、前項の協定の締結に当たっては、医師、医療機関その他の医療関係者との協議の場を設け、これらの者に対し、当該協議の場における協議に参加するよう求めることができる。</p> <p>3 都道府県は、第一項の協定を締結した医療機関に対し、政</p>	<p>(新型コロナウイルスエンザ等感染症の発生及び実施する措置等に関する情報の公表) 第四十四条の二 [略] 2・3 [略] 〔新設〕</p>

令で定めるところにより、当該協定の履行に先立って、その履行によって生ずる医療機関の支出の増加又は収入の減少の見込額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額の協力を支給するものとする。

4 前項の協力の支給を受けた医療機関が正当な理由なく第一項の協定に定められた事項を履行しないときは、都道府県は、政令で定めるところにより、前項の規定により支給した協力の額に相当する額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(感染を防止するための報告又は協力)

第四十四条の三 [略]

2 7 [略]

(健康状態の観察等)

第四十四条の三の二 都道府県知事は、前条第一項又は第二項の規定により報告を求めた者について、当該報告を踏まえつつ、必要に応じて相談等を行うことにより、健康状態の観察を行うものとする。この場合においては、これらの者の病状が急変した場合等において速やかに必要な医療を提供することができるよう、体制の確保に努めるものとする。

(感染を防止するための報告又は協力)

第四十四条の三 [略]

2 7 [略]

[新設]

2| 都道府県知事は、前項に規定する健康状態の観察に関する事務を医療機関等と協力して行うことができる。この場合において、都道府県は、当該医療機関等に対し、政令で定めるところにより、当該協力に係る事務の実施に要する費用その他の事情を勘案して政令で定める額の協力金を支給するものとする。

(都道府県の支弁すべき費用)

第五十八条 都道府県は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 一十二 [略]

十三 第四十四条の二の二第三項又は第四十四条の三の二

第二項の規定による協力金の支給に要する費用

十四・十五 [略]

(国の負担)

第六十一条 [略]

2 [略]

3 国は、第五十八条第一号から第九号まで及び第十五号並びに第五十九条の費用に対して、政令で定めるところにより、その二分の一を負担する。

(都道府県の支弁すべき費用)

第五十八条 [同上]

一 一十二 [略]

[新設]

十三・十四 [略]

(国の負担)

第六十一条 [略]

2 [略]

3 国は、第五十八条第一号から第九号まで及び第十四号並びに第五十九条の費用に対して、政令で定めるところにより、その二分の一を負担する。

(国の補助)

第六十二条 〔略〕

2| 国は、第五十八条第十三号の費用に対して、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

3| 4| 〔略〕

(保健所設置市等)

第六十四条 保健所設置市等にあつては、第四章から前章までの規定(第二十二條の三、第三十八條第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項(同條第二項、第八項及び第九項の規定にあつては、結核指定医療機関に係る部分を除く。)、第四十條第三項から第五項まで、第四十三條(結核指定医療機関に係る部分を除く。)、第四十四條の二の二(都道府県の権限に属する事項を定めた協定に係る部分に限る。)、第四十四條の三第七項(第五十條の二第四項において準用する場合を含む。)、第四十八條の三、第五十三條の二第三項、第五十三條の七第一項、第五十六條の二十七第七項、第五十八條第十三号(都道府県の権限に属する事項を定めた協定に係る協力金が支給された場合における当該協力金の支給に

(国の補助)

第六十二条 〔略〕

〔新設〕

2| 3| 〔略〕

(保健所設置市等)

第六十四条 保健所設置市等にあつては、第四章から前章までの規定(第二十二條の三、第三十八條第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項(同條第二項、第八項及び第九項の規定にあつては、結核指定医療機関に係る部分を除く。)、第四十條第三項から第五項まで、第四十三條(結核指定医療機関に係る部分を除く。)、第四十四條の三第七項(第五十條の二第四項において準用する場合を含む。)、第四十八條の三、第五十三條の二第三項、第五十三條の七第一項、第五十六條の二十七第七項並びに第六十條を除く。)及び前条中「都道府県知事」とあるのは「保健所設置市等の長」と、「都道府県」とあるのは「保健所設置市等」とする。

要する費用に係る部分に限る。)並びに第六十条を除く。)及び前条中「都道府県知事」とあるのは「保健所設置市等の長」と、「都道府県」とあるのは「保健所設置市等」とする。

2
〔略〕

(事務の区分)

第六十五条の二 第三章(第十二条第六項、同条第七項において準用する同条第二項及び第三項、同条第七項において準用する同条第四項において準用する同条第二項及び第三項、第十四条、第十四条の二並びに第十六条を除く。)、第四章(第十八条第五項及び第六項、第十九条第二項及び第七項並びに第二十条第六項及び第八項(第二十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第二十四条並びに第二十四条の二(第二十六条及び第四十九条の二において準用する場合を含む。))を除く。)、第二十六条の三、第二十六条の四、第三十二条、第三十三条、第三十八条第二項(第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。))及び第五項、同条第八項及び第九項(第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。)、第四十条の三第一項、第二項及び第七項、第四十四条の三の二、第四十四条の五、第八章(第四十六条第五項及び第七項、第五十条第十項、同条第十二項において準用する第三十六条第

2
〔略〕

(事務の区分)

第六十五条の二 第三章(第十二条第六項、同条第七項において準用する同条第二項及び第三項、同条第七項において準用する同条第四項において準用する同条第二項及び第三項、第十四条、第十四条の二並びに第十六条を除く。)、第四章(第十八条第五項及び第六項、第十九条第二項及び第七項並びに第二十条第六項及び第八項(第二十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第二十四条並びに第二十四条の二(第二十六条及び第四十九条の二において準用する場合を含む。))を除く。)、第二十六条の三、第二十六条の四、第三十二条、第三十三条、第三十八条第二項(第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。))及び第五項、同条第八項及び第九項(第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。)、第四十条の三第一項、第二項及び第七項、第四十四条の五、第八章(第四十六条第五項及び第七項、第五十条第十項、同条第十二項において準用する第三十六条第五項において準用す

五項において準用する同条第一項及び第二項、第五十条の二第四項において準用する第四十四条の三第四項から第六項まで並びに第五十一条第四項において準用する同条第一項を除く。）並びに第十章の規定により都道府県又は保健所設置市等が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

る同条第一項及び第二項、第五十条の二第四項において準用する第四十四条の三第四項から第六項まで並びに第五十一条第四項において準用する同条第一項を除く。）並びに第十章の規定により都道府県又は保健所設置市等が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

○ 新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（抄）（第二条関係）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章 〔略〕</p> <p>第三章 新型コロナウイルスエンザ等の発生時における措置（第十 四条―第三十一条の三の三）</p> <p>第三章の二〽第七章 〔略〕</p> <p>附則</p> <p>（政府対策本部の組織）</p> <p>第十六条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 政府対策本部に、新型コロナウイルスエンザ等対策副本部長（以 下この条及び第二十条第四項において「政府対策副本部長」 という。）、新型コロナウイルスエンザ等対策本部員（以下この条に おいて「政府対策本部員」という。）その他の職員を置く。</p> <p>4 〽12 〔略〕</p> <p>（政府対策本部の所掌事務）</p> <p>第十七条 政府対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 〔略〕</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章 〔略〕</p> <p>第三章 新型コロナウイルスエンザ等の発生時における措置（第十 四条―第三十一条の三）</p> <p>第三章の二〽第七章 〔略〕</p> <p>附則</p> <p>（政府対策本部の組織）</p> <p>第十六条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 政府対策本部に、新型コロナウイルスエンザ等対策副本部長（以 下この条及び第二十条第三項において「政府対策副本部長」 という。）、新型コロナウイルスエンザ等対策本部員（以下この条に おいて「政府対策本部員」という。）その他の職員を置く。</p> <p>4 〽12 〔略〕</p> <p>（政府対策本部の所掌事務）</p> <p>第十七条 〔同上〕</p> <p>一 〔略〕</p>

二 第二十条第一項及び第三項、第三十一条の三の二第二項、第三十一条の五並びに第三十三条第一項の規定により政府対策本部長の権限に属する事務

三 〔略〕

(政府対策本部長の権限)

第二十条 〔略〕

2 〔略〕

3| 政府対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。

4| 政府対策本部長は、第一項及び前項の規定による権限の全部又は一部を政府対策副本部長に委任することができる。

5| 〔略〕

(都道府県対策本部長の権限)

第二十四条 〔略〕

2 前項の場合において、関係市町村の長その他の執行機関(第七項及び第三十三条第二項において「関係市町村長等」という。)又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関

二 第二十条第一項、第三十一条の五及び第三十三条第一項の規定により政府対策本部長の権限に属する事務

三 〔略〕

(政府対策本部長の権限)

第二十条 〔略〕

2 〔略〕

〔新設〕

3| 政府対策本部長は、第一項の規定による権限の全部又は一部を政府対策副本部長に委任することができる。

4| 〔略〕

(都道府県対策本部長の権限)

第二十四条 〔略〕

2 前項の場合において、関係市町村の長その他の執行機関(第三十三条第二項において「関係市町村長等」という。)又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、当該関係

は、当該関係市町村又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関して都道府県対策本部長が行う総合調整に関し、当該都道府県対策本部長に対して意見を申し出ることができる。

3 3 6 〔略〕

7 前項に定めるもののほか、都道府県対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、関係市町村長等に対し、それぞれ当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。

8 8 10 〔略〕

(医療等の実施の要請等)

第三十一条 〔略〕

2 2 5 〔略〕

6 都道府県知事は、第一項の規定により医療関係者のうち病院その他の医療機関の管理者である者(以下この条及び第六十三条の二において「管理者」という。)に患者等に対する医療を行うことを要請する場合において必要があると認めるときは、当該管理者に対し、患者等に対する医療を行うため

市町村又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関して都道府県対策本部長が行う総合調整に関し、当該都道府県対策本部長に対して意見を申し出ることができる。

3 3 6 〔略〕

〔新設〕

7 7 9 〔略〕

(医療等の実施の要請等)

第三十一条 〔略〕

2 2 5 〔略〕

〔新設〕

の設備、人員等を確保するため、当該管理者の管理に係る医療機関の設備、人員等の配置を変更することその他患者等に対する医療を確実に行うために必要な措置を講ずるよう要請することができる。

7| 都道府県知事は、第三項の規定により管理者に患者等に対する医療を行うべきことを指示するときは、患者等に対する医療を確実に行うため特に必要があると認めるときに限り、当該管理者に対し、前項の措置を講ずべきことを指示することができる。

8| 都道府県知事は、前二項の規定により管理者に第六項の措置を講ずるよう要請し、又は当該措置を講ずべきことを指示するときは、当該管理者に対し適切な説明を行い、その理解を得るよう努めなければならない。

(臨時の医療施設を開設するための土地等の使用)

第三十一条の三 [略]

(他の都道府県知事に対する医療の提供の要請)

第三十一条の三の二 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において病院その他の医療機関又は医療関係者が不足し、患者等に対する医療の提供に著しい支障が生ずると認める場

[新設]

[新設]

(臨時の医療施設を開設するための土地等の使用)

第三十一条の三 [略]

[新設]

合には、政府対策本部長に対し、当該区域内において医療の提供を受けることができず、又は受けることができないおそれのある患者等（以下この項において「特定患者等」という。）が必要な医療の提供を受けられるようにするために、他の都道府県知事に対し、当該他の都道府県の区域内の病院その他の医療機関における医療の提供、医療関係者の派遣、オンライン診療の実施その他の特定患者等に対する医療の提供のために必要な措置をとるべきことを要請するよう求めることができる。

2| 政府対策本部長は、前項の規定による求めを受けた場合において、各都道府県における新型インフルエンザ等の発生の状況、医療の提供の状況その他の状況に照らして同項の措置をとることが適当と認められる都道府県があるときは、当該都道府県知事に対し、当該措置をとるべきことを要請することができる。

3| 政府対策本部長は、前項の規定による要請をしようとするときは、あらかじめ、第一項の規定による求めをした都道府県知事及び当該要請をしようとする都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4| 前二項の場合においては、第二十条第四項及び第五項の規定を準用する。

〔物資の確保等〕

第三十一条の三の三 国は、新型インフルエンザ等に係る検査の実施、診断、治療及び感染の防止に必要な医薬品、医療機器その他の物資について、国の内外における新型インフルエンザ等の患者の病状、数その他の新型インフルエンザ等の発生及びまん延の状況に照らして必要となることが予測される数量を、当該状況の推移に即して機動的に確保するとともに、これらの物資が地方公共団体等に適時かつ適切に配分されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

〔政府対策本部長の指示〕

第三十一条の五 政府対策本部長は、前条第一項に規定する事態において、第二十条第一項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であつて、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、都道府県（その区域の全部又は一部が前条第一項第二号に掲げる区域内にある都道府県に限る。以下この章において同じ。）の知事（以下この章において「都道府県知事」という。）に対し、必要な指示をすることができる。この場合においては、第二十条第四項及び第五

〔新設〕

〔政府対策本部長の指示〕

第三十一条の五 政府対策本部長は、前条第一項に規定する事態において、第二十条第一項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であつて、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、都道府県（その区域の全部又は一部が前条第一項第二号に掲げる区域内にある都道府県に限る。以下この章において同じ。）の知事（以下この章において「都道府県知事」という。）に対し、必要な指示をすることができる。この場合においては、第二十条第三項及び第四

項の規定を準用する。

(政府対策本部長及び都道府県対策本部長の指示)

第三十三条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、第二十条第一項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であつて、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに第十九条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、都道府県知事等並びに指定公共機関に対し、必要な指示をすることができる。この場合においては、第二十条第四項及び第五項の規定を準用する。

2 [略]

(協力金の支給)

第六十三条の二 都道府県は、第三十一条第六項の規定による要請に応じ、又は同条第七項の規定による指示に従った管理者の管理に係る医療機関に対し、当該要請に応じ、又は当該指示に従ったことによつて生ずる医療機関の支出の増加又は収入の減少の見込額に相当する額として政令で定めると

項の規定を準用する。

(政府対策本部長及び都道府県対策本部長の指示)

第三十三条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、第二十条第一項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であつて、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに第十九条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、都道府県知事等並びに指定公共機関に対し、必要な指示をすることができる。この場合においては、第二十条第三項及び第四項の規定を準用する。

2 [略]

[新設]

ころにより算定した額の協力金を支給するものとする。

(事業者に対する支援等)

第六十三条の三 [略]

2 [略]

(国の財政上の措置等)

第七十条 [略]

2 国は、前条及び前項に定めるもののほか、第六十三条の二に規定する協力金の支給その他新型インフルエンザ等対策に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(事業者に対する支援等)

第六十三条の二 [略]

2 [略]

(国の財政上の措置等)

第七十条 [略]

2 国は、前条及び前項に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第六条関係）

改正案

<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	
法律 (略)	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）</p>
事務 (略)	<p>第三章（第十二条第六項、同条第七項において準用する同条第二項及び第三項、同条第七項において準用する同条第四項において準用する同条第二項及び第三項、第十四条、第十四条の二並びに第十六条を除く。）、第四章（第十八条第五項及び第六項、第十九条第二項及び第七項並びに第二十条第六項及び第八項（第二十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第二十四条並びに第二十四条の二（第二十六条及び第四十九</p>

現行

<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	
法律 (略)	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）</p>
事務 (略)	<p>第三章（第十二条第六項、同条第七項において準用する同条第二項及び第三項、同条第七項において準用する同条第四項において準用する同条第二項及び第三項、第十四条、第十四条の二並びに第十六条を除く。）、第四章（第十八条第五項及び第六項、第十九条第二項及び第七項並びに第二十条第六項及び第八項（第二十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第二十四条並びに第二十四条の二（第二十六条及び第四十九</p>

条の二において準用する場合を含む。を除外。)、第二十六条の三、第二十六条の四、第三十二条、第三十三条、第三十八条第二項(第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。)、及び第五項、同条第八項及び第九項(第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。)、第四十四条の三第一項、第二項及び第七項、第四十四条の三の二、第四十四条の五、第八章(第四十六条第五項及び第七項、第五十条第十項、同条第十二項において準用する第三十六条第五項において準用する同条第一項及び第二項、第五十条の二第四項において準用する第四十四条の三第四項から第六項まで並びに第五十一条第四項において準用する同条第一項を除く。)、並びに第十章の規定により都道府県又は保健所設置市等が処理

条の二において準用する場合を含む。を除外。)、第二十六条の三、第二十六条の四、第三十二条、第三十三条、第三十八条第二項(第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。)、及び第五項、同条第八項及び第九項(第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。)、第四十四条の三第一項、第二項及び第七項、第四十四条の五、第八章(第四十六条第五項及び第七項、第五十条第十項、同条第十二項において準用する第三十六条第五項において準用する同条第一項及び第二項、第五十条の二第四項において準用する第四十四条の三第四項から第六項まで並びに第五十一条第四項において準用する同条第一項を除く。)、並びに第十章の規定により都道府県又は保健所設置市等が処理することとされている事

(略)	
(略)	することとされている事務
(略)	
(略)	務

○ 保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法（昭和三十九年法律第百五十五号）（抄）
 （附則第七条関係）

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に資するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十八条第一号から第九号まで及び第十五号の規定により都道府県（同法第六十四条第一項の規定により読み替えられる場合にあつては、保健所を設置する市又は特別区）が支弁する費用のうち政令で定める費用に対する同法第六十一条第三項の規定に基づく負担金について、その経理に関する特例を設けることを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に資するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十八条第一号から第九号まで及び第十四号の規定により都道府県（同法第六十四条第一項の規定により読み替えられる場合にあつては、保健所を設置する市又は特別区）が支弁する費用のうち政令で定める費用に対する同法第六十一条第三項の規定に基づく負担金について、その経理に関する特例を設けることを目的とする。</p>